

鳥獣保護区の指定概要

番号	19	区域の名称	花瀬山鳥獣保護区
区域面積	鳥獣保護区 1,836 ha	特別保護地区 0 ha	県指定
指定期間	平成28年11月 1日 から 令和8年10月31日まで		
指定区域	十津川村と下北山村との境界線上の釈迦ヶ岳(標高一七九九・九メートル)を起点とし、同所より同境界に沿って南下し、地藏岳を経て涅槃岳に至り、同所より更に同境界に沿って約九〇〇メートル南西進し、滝川と白谷川との分水の尾根との交点に至り、同尾根を約一、一〇〇メートル南西進し、同所より北西に下る支尾根を約一、四〇〇メートル下つて滝川の支流に至り、同流を下り笹ノ滝を経て滝川との合流点に至り、同所より滝川を約一、〇〇〇メートル下つて二ノ岩滝東側の尾根先に至り、同尾根を北上し、滝川と栗平川との分水の尾根に至り、同尾根に沿って北東進し、滝川と宇無ノ川との分水の尾根を経て起点に至る線により囲まれた区域		

参考図面

